

Ⅲ. お知らせコーナー

平成29年度 「自動車整備作業中の事故防止」の取りまとめ結果

厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」に、全産業で発生した労働災害について労働災害統計・災害事例及び再発防止策が掲載されており、日整連では、自動車整備業に関して最近10年間の自動車整備事業の統計を抽出しまとめましたので、整備作業における事故防止対策の参考資料としてご活用ください。

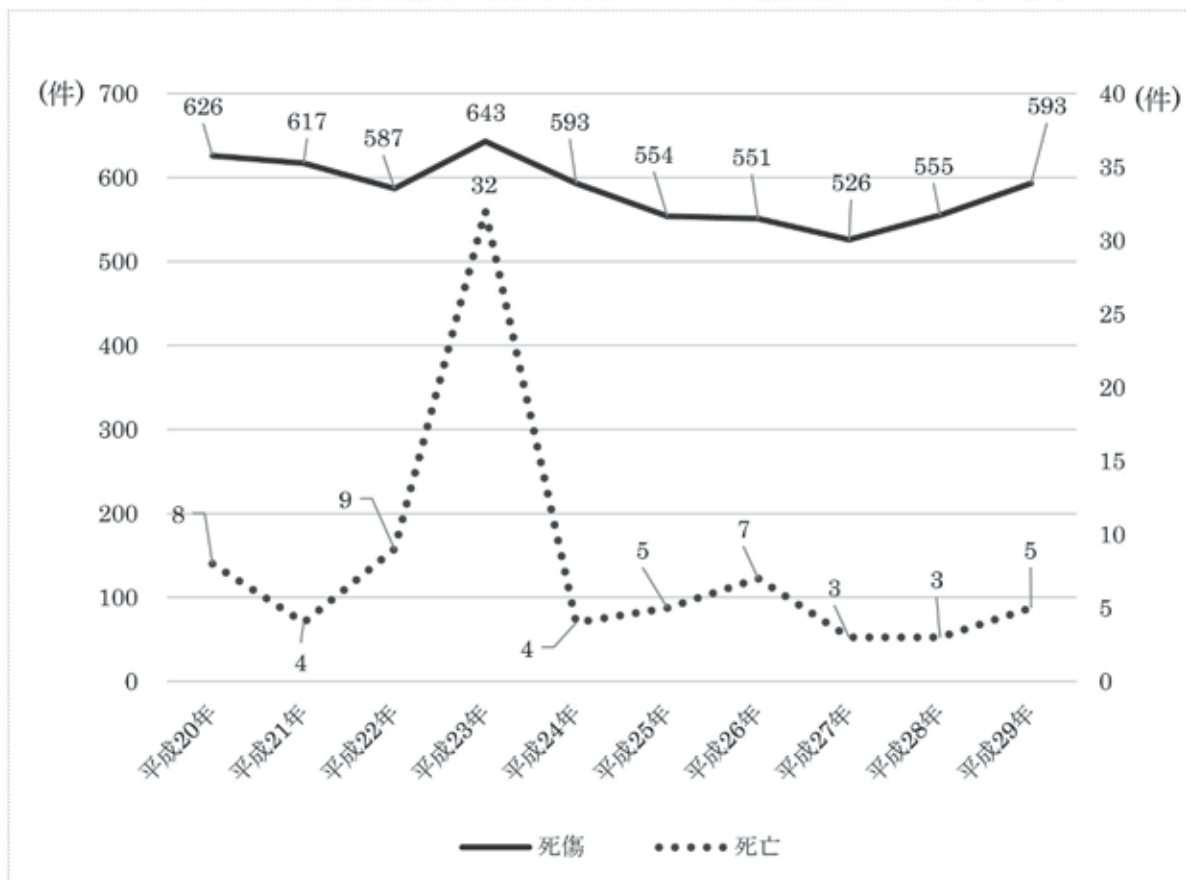
1. 自動車整備業の労働災害の状況

自動車整備業の最近10年間の労働災害事故の状況はグラフ1のとおりで、死傷件数の推移については、平成24年以降減少傾向を示しておりましたが、平成28年以降増加傾向にあり、平成29年は、前年よりも更に38件多い593件の死傷事故が発生している状況です。

また、死亡件数の推移については、平成26年に7件の死亡事故が発生して以降減少傾向にありましたが、平成29年の死亡件数は5件となり、前年に比べ2件増となっています。

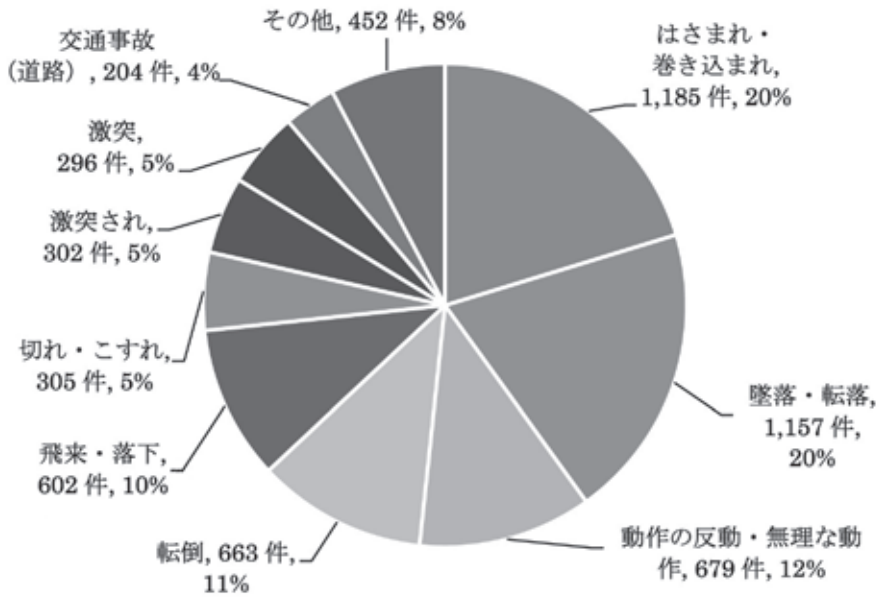
なお、平成23年の死傷件数及び死亡件数が多くなっていますが、これは平成23年3月11日に発生した東日本大震災により多数の死傷者が発生したためで、推移の傾向分析（グラフ4、5）からは除外しています。

グラフ1：自動車整備業の労働災害事故による死傷件数及び死亡件数の推移



グラフ 2 は平成 20 年から 29 年における労働災害死傷事故を事故型別に表したものです。

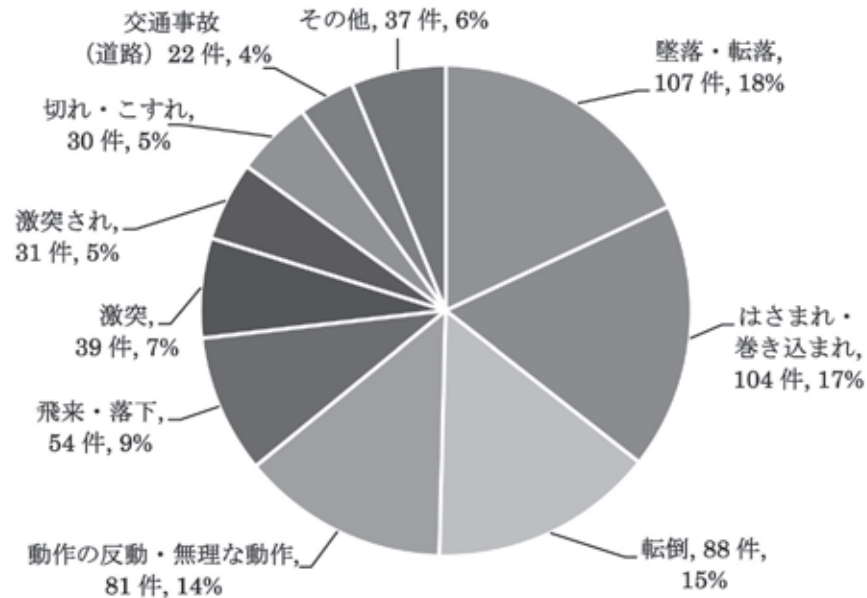
**グラフ 2：事故型別 死傷事故発生割合
(平成 20 年～29 年)**



グラフ 3 は、平成 29 年の労働災害死傷事故をグラフ 2 と同様に事故型別に表したものです。

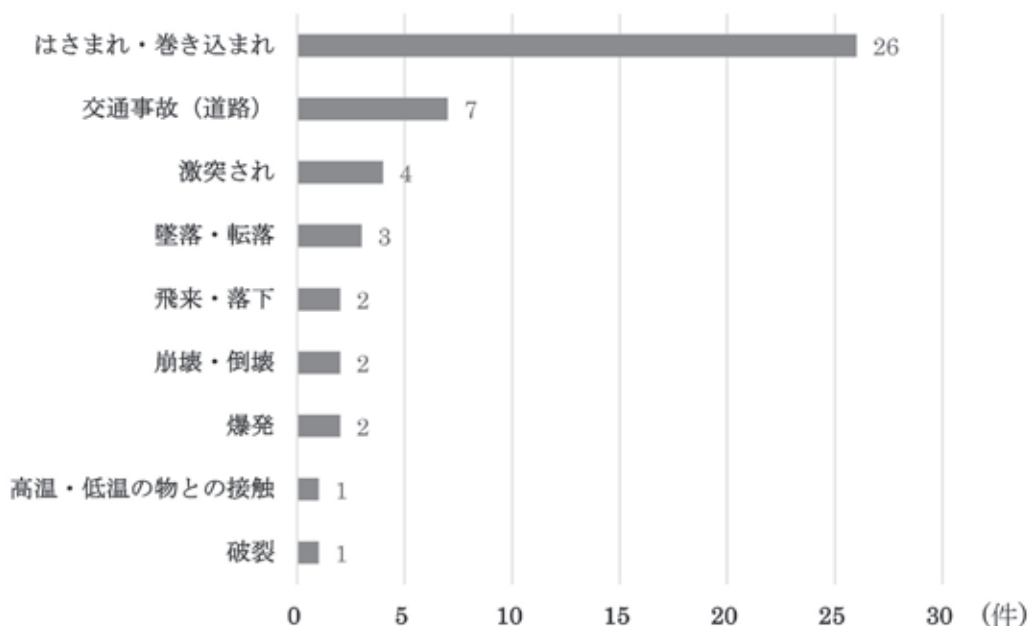
これらの結果より、グラフ 2、3 とも事故型別の割合はほぼ同じような状況であり、類似した状況において労働災害死傷事故が発生している傾向にあります。

**グラフ 3：事故型別 死傷事故発生割合
(平成 29 年)**



グラフ4は、平成20年～29年の死亡件数を事故型別に発生割合の多いものの順に棒グラフにしたもので、「はさまれ、巻き込まれ」の割合が一番多く、毎年複数名の方が亡くなられています。

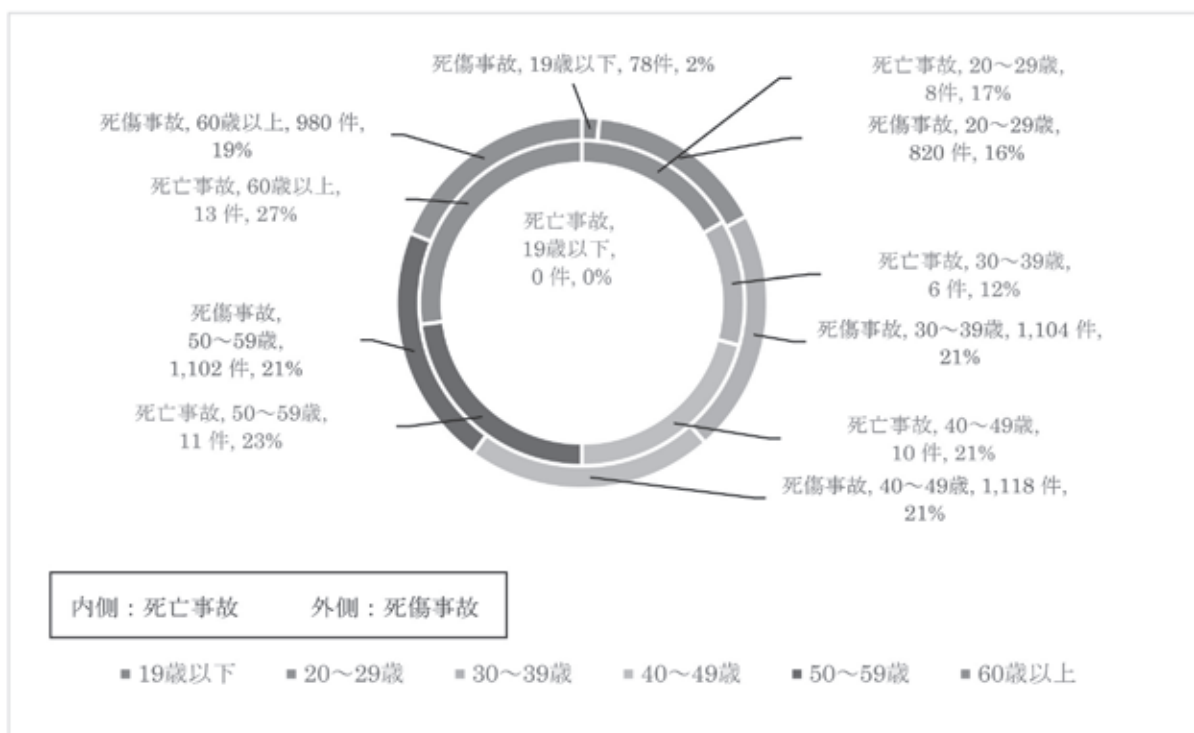
グラフ4：事故型別 死亡件数（平成20年～29年）※23年分は除く



グラフ5は、死傷及び死亡件数を年齢別に表したものです。

大きな違いとしては、死傷件数の割合は、19歳以下を除き、概ね各年代とも同じような割合で発生しているのに対し、死亡件数の割合は、死傷件数の割合と比較すると60歳以上が大きくなっています。

グラフ5：年代別 死傷件数・死亡件数割合（平成20年～29年） ※23年分は除く




2. 整備作業中における事故発生事例とその対策

日整連に報告のあった平成 29 年度中の事故発生事例についてまとめましたので、参考にしてください。


【事例】① 整備作業中にキャビンが下降し、負傷

	被害状況：重傷者 1 名【挟まれ】
	【事故状況】 大型トラックのキャビンを上げて整備作業を行っていたところ、キャビンのロックが外れ、下降してきたキャビンに挟まれ重症を負う。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・キャビンを上げた際には、確実にロックを掛ける。・あて木等を入れる等、更なる安全策を行う。

【事例】② 運転席の作業員が誤って車両を後退させたため、車両後部で点検中の作業員が挟まれ、死亡

	被害状況：死亡者 1 名【挟まれ】
	【事故状況】 運転席の作業員が誤って車両を後退させたため、大型車両後部で灯火の点検していた作業員が、駐車中の大型車との間に頭部を挟まれ、死亡した。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・2 名以上で作業する際は、声掛けし、相手の返事を確認してから操作等を行う。


【事例】③ 開閉補助具を使用せずに「重量あおり」のロックを外したため落下し、負傷

	被害状況：重傷者1名【挟まれ】
	【事故状況】 大型車のタイヤ取り替え作業依頼があり、荷台からタイヤを降ろそうと車両左側の「重量あおり（約1.5t）」を開けた際に、本来ならば「重量あおり」開閉補助具を使い開ける仕組みであるが、補助具を使用せず開けたため「重量あおり」が落下し、作業員があおりに押しつぶされ負傷した。（背骨骨折、右足複雑骨折、前歯4本折れる）
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・特殊な仕様の車両は、熟知した者が作業する。・社内教育に特殊車両仕様の取り扱いを行う。

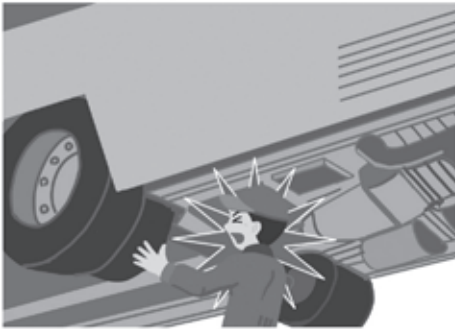
【事例】④ リフトダウン時、指を挟み負傷

	被害状況：重傷者1名【挟まれ】
	【事故状況】 助手席側の作業員がフロント付近において低姿勢での作業をしていたところ、別の作業員がリフトを下降させたため、左手の指先をリフトと床に挟み負傷した。（左手の指3本（中指・薬指・小指）開放骨折）
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・2名以上で作業する際にリフトを操作する者は声掛けし、相手の返事を確認してから操作等を行う。


【事例】⑤ 特殊車両のローターを回転させたまま洗車したため巻き込まれ、死亡

	被害状況：被害状況：死亡者1名【巻き込まれ】
	【事故状況】 特殊車両のローターを回転させたまま一人で洗車中、回転しているローターに洗車機のホースが絡まり巻き込まれて、胸を強く圧迫され死亡した。(肺挫傷)
	【防止対策】 ・ローターを回転させたままの洗車は行わない。


【事例】⑥ リフトアップして作業中、回転しているプロペラシャフトに巻き込まれ、死亡

	被害状況：死亡者1名【巻き込まれ】
	【事故状況】 大型車の「排気ブレーキ作動中にエア圧が下がる。」との点検依頼を受け、一柱リフトで車体後部を上げ、エンジンを掛け、ギアを入れて走行状態にし、エア漏れの点検を行ったところ、回転しているプロペラシャフトに上半身が巻き込まれ、死亡した。
	【防止対策】 ・排気ブレーキの点検は整備マニュアルに基づき実施する。


【事例】⑦ トラックの荷台床部の合板を切断中、誤って左手を負傷

	被害状況：重傷者1名【巻き込まれ】
	【事故状況】 トラック荷台の床部の修理を行うため、ラワン合板を切断する作業をディスクグラインダーで実施していたところ、右手に持っていたディスクグラインダーに誤って左手を接触させ、左手人差し指を切断した。
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・ラワン合板を切断する際は、作業に適した工具を使用する。・回転部位に手を近づけない。

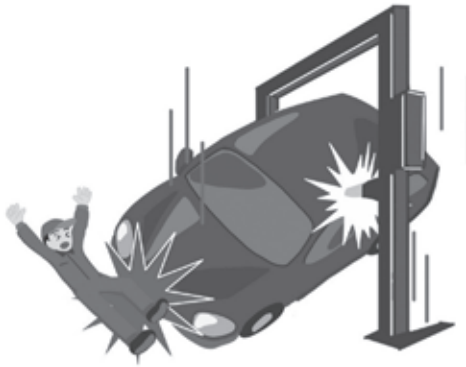
【事例】⑧ 完成検査場において足を踏み外し、ピットに落下し負傷

	被害状況：重傷者1名【転倒】
	【事故状況】 乗用車の完成検査の際、完成検査場にて車台番号及びエンジン型式を確認の為、エンジンカバーを外し、エンジンカバーを作業台に置こうとしたところ、右足を踏み外しピットの縁に腰を強打した。(骨盤骨折)
	【防止対策】 <ul style="list-style-type: none">・ピットの外周にゼブラ（黄色と黒）マークを塗り注意喚起。・足元には充分気をつける。

【事例】⑨ 積載車へ車両を積み込み作業中に足を踏み外し、負傷

	被害状況：重傷者1名【落下】
	<p>【事故状況】</p> <p>事故車を積載車に積み込み作業中、事故車両が積載車の車止めの位置にあるにもかかわらずウインチを巻き続けたため、事故車両の牽引フックが車両から外れ、車両が後退した。</p> <p>後退を防ごうと慌てて事故車両に乗り込もうと運転席ドアを開けた際、転倒しステップに胸を強打した。（肋骨骨折及び擦り傷）</p>
	<p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・車両に取り付ける牽引フックはレンチ等により確実に取り付ける。・ウインチで巻き上げ作業を実施する際は、車止め位置にタイヤが当たった時点でウインチを停止させる。

【事例】⑩ 車両をリフトアップして作業していたところ、車両左側がリフトのアームから外れて落下し、死亡

	被害状況：死亡者1名【下敷き】
	<p>【事故状況】</p> <p>輸入乗用車を2柱リフトに載せて部品取付の作業中、車両左側がリフトのアームから外れ、車両左側を下に落下した。右前フェンダーがリフトアームに掛かり、完全落下はしなかったものの、その際、車両下部で作業中の作業員の腹部に車体あたり死亡した。</p>
	<p>【防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・正しいリフトの使用方法和安全確実な車体のリフトアップにより作業を実施する。

整備作業中のちょっとした油断、不注意、判断ミス等が災害事故を起こす要因となりますので、災害防止のための基本対策等につきましては、「安全整備作業の手びき」をご活用し、職場の安全確保を図るようお願い致します。

「改訂版 安全整備作業の手びき」
(一社) 日本自動車整備振興会連合会・日本自動車整備商工組合連合会



安全整備作業の手びき
災害事故の防止と機器の適切な取扱い

- I 自動車整備業の労働災害の現況
- II 整備作業中における重大事故発生事例
- III 自動車検査場での事故発生事例
- IV 災害防止のための基本対策
- V 安全な整備作業のための留意点
- VI 主な機器の適切な取扱い
- VII 事故防止のための取組み事例
- VIII 不慮の災害に備えた保障制度

地方版図柄入りナンバープレートの PR用ポスター及びチラシの配布について

国土交通省は、10月1日から地域の風景や観光資源を図柄とした地方版図柄入りナンバープレートを交付することとなり、9月10日より事前申込の受付が始まります。受付開始に伴い、県民へのPRのため、ポスター、チラシを作成しており、振興会の会員さんへの配布依頼がありましたので、ご送付いたします。

1. 事前申込開始日 **平成30年9月10日（月）より**
(登録自動車及び軽自動車とも)

2. 申 込 場 所 ○登録自動車
愛媛県自動車整備振興会の希望番号窓口
○軽自動車
愛媛県軽自動車センターの希望番号窓口

※WEBからの申込み <http://www.graphic-number.jp>

3. 登録自動車の交付価格（前後2枚1組）

○**寄付金あり（1,000円）**の場合（フルカラー図柄入りナンバー）
(プレート代) (寄付金)

大板 **15,350円** (14,350円+1,000円)

中板 **9,500円** (8,500円+1,000円)

○寄付金なしの場合（モノトーン図柄入りナンバー）

大板 **14,350円**

中板 **8,500円**

4. 軽自動車の頒布価格（前後2枚1組）

○**寄付金あり（1,000円）**の場合（フルカラー図柄入りナンバー）
（プレート代）（**寄付金**）

中板 **10,180円**（9,180円+1,000円）

○寄付金なしの場合（モノトーン図柄入りナンバー）

中板 **9,180円**

※なお、登録自動車・軽自動車共に寄付金につきましては、**1,000円以上100円単位での寄付が可能となっております。**

5. 予約受付及び交付開始日

予約受付：2018年9月10日から

交付開始日：2018年10月1日から

※10月以前に申込されても、交付は10月1日以降となりますのでご了承ください。

①9月10日から9月18日までの予約は、10月1日から交付開始（予定）

②9月19日から9月21日までの予約は、10月5日から交付開始（予定）

③9月25日から9月28日までの予約は、10月12日から交付開始（予定）

④10月1日以降の予約は、通常の10営業日目から交付

6. チラシは5枚程度お送りしますのでユーザーへの説明時の参考資料としてご利用ください。また、ポスターは1枚お送りしますのでユーザーへの見やすい場所への掲示をお願いします。

7. お問い合わせ先

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会内

・登録自動車：希望番号予約センター

☎089-956-2181

・軽自動車：軽自動車希望番号予約センター

☎089-975-6366

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、12件を掲載いたします。

Case 1 とにかくいい加減な作業をする事業者だ
平成30年2月1日 兵庫県 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

先月購入した新車にセキュリティシステムを取り付けて貰った。そのシステムが故障し修理を依頼したが、預けた時の走行距離が5,000kmだったのに戻ってきたら4,900kmになっていた。また、オイル交換に持っていくと車に傷をつけられていた。傷は毎日降り降りする時に見る場所なので、傷のなかったことは毎日確認している。プラグの関係で問い合わせ（メール）をしても返信がない。理由を聞くと打つのが遅いから電話で説明したと言う。エンジンの音も大きい。ガソリンはハイオクを入れないといけないのにレギュラーを入れられた気がする。ディーラーで用品（用品名は不明）を取り付けたが、ガソリンが減って7kmも走行された。それもメールで問い合わせたが、返信してこない。いい加減な事業者だ。貴会は事業者の取り締まりをしていないのか。

【対応】

何を言っているのかさっぱりわからない。この希少輸入車を取り扱っている販売店は県内一箇所なので販売店名を確認したら、購入したのは隣の府県だった。当会から他府県事業者へ苦情内容を伝えることはできないので、事業所が所在（加入）している振興会に連絡して欲しいと言って、電話を切った。

Case 2 車検を依頼したら、任意保険証を見せろ
と言われた

平成30年2月6日 兵庫県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

『友だち』の紹介で貴会会員事業場に車検を依頼することになったが、その際、「任意保険に入っていることを確認したいので入っていれば証券をコピーし、保存させて欲しい」と言われた。さらに「コピーの保存をさせて貰えないと車検は受けられない」とも。聞きたいのはその必要性和車検とのつながりだが、事業者のこの申し出は違法ではないのか？貴会、どう思うか？

【対応】

代車を貸すから「他車運転特約」に加入しているかどうかを確認するために任意保険証を見せて欲しい、という話ではないのか？と聞いたが、違うと言う。相談者の言を用いるなら、「保険証券のコピーは、保険の入れ替え（契約保険会社を変えさせる）を勧めるために行う整備工場の常套手段だ」との話だ。しかし、それならコピーを断ればいい。車検の依頼も済んでいないようなので、『友だち』に理由を説明して別の工場をお願いすればいいのではないかと聞きたが、違法性云々については聞いたことがない。ただ、そういったコピーを常とする工場なら、その工場からコピーしたものが流出した時は違法性が問われる（個人情報流出）可能性は高い。コピーはそのリスクを抱えることになるので、そのあたりがどうか？とまでの説明で、先方から電話を切った。

Case 3 車検半月後に高額整備が必要になった

平成30年2月8日 大阪府 男性

車名：ワンボックス 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

1月中旬頃にディーラーで車検をして貰った。2月7日の朝にエンジンを掛けたら異音がしておりディーラーに持って行って点検して貰った。パワステプレッシャーホースからのオイル漏れでオイル不足によりポンプから異音が出ていた。見積りがポンプリルト品とプレッシャーホースとギヤボックスリルト品の交換で14万円位の見積りを貰った。「なぜ車検の時に漏れがわからなかったのか？」とサービス担当に聞いたら、「車検時にはパワステポンプにわずかなニジミは確認していますしオイル量も確認していますが、漏れは有りませんでした」とのこと。車両で説明してくれたのである程度は納得できたが、公的な所からの説明でもっと納得したかったので振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置と公的な場所でないことを話し、構造的な説明とプレッシャーホース以外の部品交換の理由について説明したところ、「そう言えば、オイル不足でポンプが削れて粉が出ているとの説明を受けた」と言い、ディーラーと同じような説明だったので「良くわかりました。納得できました」とのこと、電話を終えた。

Case 4 グルマを購入する契約をしたが、キャンセルしたい

平成30年2月9日 兵庫県 女性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

3日前にディーラーから軽自動車を購入（新）する

契約を行った。しかし、都合によりキャンセルしなければなくなり、本日、キャンセルの申し出を行ったが、ディーラーは応じてくれない。消費生活センターに連絡をしたところ、貴会を紹介された。キャンセルするにはどうすればいいか教えて欲しい。

【対応】

キャンセルできない理由は何か？と聞いたところ、「メーカーに発注をかけたあとなので、キャンセルできない」とディーラーに言われたらしい。しかし、この話を鵜呑みにはできないし、要領を得ない。基本的に、『登録』『納車』『架装』のいずれかが行われていなければキャンセルはできるはず。車庫証明をあげたとか、住民票を取っているというのなら実費は請求されるだろうが、今一度販売店と話をして欲しい。キャンセルできないようなら販売店協会に連絡・相談してみてもどうか？と伝えて、相談を終えた。

Case 5 取引先の従業員が隣県の工場で借りた代車を乗り逃げした

平成30年2月9日 兵庫県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

当県と隣県に多くの営業所を持つ法人ユーザーA社の隣県の従業員が、A社の車を隣県のB修理工場に預け、そこで借りた代車を返さず当県で使用し続けている、という相談を受けた。弊社と隣県のB修理工場とは直接関係はないが、B修理工場がA社に「車を返して欲しい」と言った（車が当県で使用されている形跡がある）ところ「どうしようもない」と言われ、困って弊社に相談してきた。何か方法はないか？

【対応】

要は相談されたのは当会会員工場だが、車を貸した整備工場も借りて乗り逃げしているA社の従業員も、

この相談してきた工場とは何の関係もない。時々このような相談が舞い込む。当会は会員サービスで「整備相談」を受け付けている。本件は他府県で発生した他府県事業者のトラブルで、御社（相談工場）には何の関係もない。一応、車を貸した事実があり、「使用貸借契約」が成立していることから、人身事故を起こされた場合、「運行供用者責任」により、B修理工場が責任を免れない可能性が高いことを伝えてあげたらどうか？と伝え、貸出記録簿があるのならB修理工場から警察に届けるべきだと。いずれにせよ当会ではなく、警察か弁護士に相談した方がいいとアドバイスしてあげたら？と指摘して、相談を終えた。

Case 6 車検を依頼したら、追加整備で数百万円の見積りになった

平成30年2月12日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

平成29年12月中頃に整備工場に車検の依頼をした。入庫当日にガレージの出口付近に移動して出やすいようにしておいた。積載車で引き取りに来て整備の人が積み込んで持って帰った。通常なら1週間で完成して帰ってくるのに、半月ぐらい経過したので完成日を確認するため電話で問い合わせすると、「エンジンが掛からなくなることが有り、点検するのに時間がかかっていた。バッテリーを充電したが症状が直らないので、もう少し時間を下さい」とのことだった。1月の末頃に、「ABSが壊れているので部品の交換が必要です」と言ってきた。「ABSの不具合でエンジンが始動できなくなるか？」と言い返したら、「もう少し時間が欲しい」とのことです。返事を待っていたら、3月9日に「原因がわかったので見積りを送ります」とのことで見積書が届いた。オルタネーター、エンジンECU、ABS、イモビライザー、メーターの液晶パネル等で数百万円の見積りだった。整備工場が持って行くまで普通にエンジンも掛かって走行もできていたのに、今

はエンジンも掛からなくなってしまうらしい。整備工場に苦情を入れても、「悪いものは悪いんだから交換しないとどうしようもない」と言っているが、私は点検で何かミスをしてショートでもさせたのではないかと思っている。友達に相談したら振興会のことを言われたので、電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、事実確認の為に整備工場に電話することの承諾を頂いて、「良く話し合ってください」と言って、電話を終えた。整備工場に電話すると、フロントが対応してくれた。「お客様の言う通り、昨年12月中頃に車検の引き取り依頼があり、積載車で預かりに行きました。自走で積載車に乗せて会社に戻って車を降ろす時にエンジンが掛からなかった（セルモーターが全く回らず）のでバッテリーをチェックして充電したのですが、セルは回らなかった。その後、当該輸入車の本部に相談しながら点検していて、アース回路に問題があることがわかってきました。丁度その頃にお客様からの問い合わせが入ってきて、『ABSのコントロールユニット内のアース回路に不具合があることはわかったのですが、もう少し点検が必要なので時間を頂きたい』とお伝えし、時間を貰えました。点検の結果、GFA（電圧コントロールユニット）の不良によりオルタネーターが過充電し見積り内容の部品を壊してしまったことがわかりお客様にご連絡した次第です。お客様の手元にあった時は普通にエンジンが掛かり普通に走行できていたので、当社が持ち帰ってから起こった不具合を不信に思われています。昨日、振興会さんから電話を貰ったのでお客様に電話しましたが、当社の何かのミスでエンジンが掛からなくなったと怒っておられました。お車を当社に持ち帰った時にエンジンが掛からなかったのに、直ぐにお客様にそのことの報告と何か前兆がなかったかをお伺いするのに電話はしたのですが、自分の説明が悪かったのか、半月間預かりっぱなしで何の報告も無いと言われました。長く預かっていることもあるので明日にでもお詫びと現状のご説明に伺おうと、上司と

話していたところでした。振興会さんにはご迷惑をおかけしました」とのことだった。

Case 7 ディーラーから車を引き取って修理しても良いか

平成30年2月14日 兵庫県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

昔、弊社の客だった（亡くなった父親と仲が良かったそうだ）と言うAさんが車検の依頼をしてきた。突然の来店なので少々胡散臭いが、弊社の内情には詳しい。車は奥さん（Bさん）名義だが、Bさん本人の了承もとれたので現金決済を条件に請け負うことにした。検査後の納車前に任意保険も契約して貰い、車検費用と保険費用（前金分）を受取った。納車後、数ヶ月して保険料が口座から引き落とされていないとの連絡があり、Bさんに電話をしてみると「保険料は支払っている」とのことだった。どうも夫婦間に問題があるようだが、事故を起こした時のことだけを伝え、それ以上の話はしなかった。さらに数ヶ月後、この車の取扱いディーラーから、「Bさんが事故をして当社に入庫しているが、御社（弊社）で保険に入っていると聞いたので連絡した」と。しかし、先の話にもあったがあれから保険料の引き落としができておらず、すでに失効していた。当然（過失割合云々はまた別の話）、保険での事故修理はできない。修理を受けつけたディーラーが弊社に車を持ちこみたいと言っている。弊社で入った保険が失効していることはユーザーの都合であり気の毒だとは思いますが、以前に弊社から連絡も入れている。この車、引き取って修理してもいいと思うか？

【対応】

回送の依頼がBさんからではなく、ディーラーからの依頼ならディーラーに請求して良いか聞いてみては

どうか？できなければ本人からの依頼でないことを理由に、ディーラーからの依頼は断る方がいいように思う。保険契約の状況が前述の通りなら、修理代金未払いも視野に入る。保険加入した御社にユーザーが何らかの責任を取らそうと考えているかもしれない。また、ディーラーの依頼も腑に落ちない。修理を御社が請け負うのならディーラーの出した概算見積りをAさんとBさんに提示し、支払いの術を先に確認し、確定（ローン用紙記入など）した方がいい。当初の胡散臭さが思わぬ形で露呈したが、当会としてはこれ以上のアドバイスはしにくい。現時点ではトラブルになっていないので御社が損をしないように立ち回って欲しいと言って、電話を切った。

Case 8 修理明細書を交付して貰いたい

平成30年2月15日 兵庫県 男性

車名：輸入車 登録年月：平成元年

走行距離：不明

【相談】

東北地方の消費生活センターに連絡をしたら、貴会を紹介された。地元で修理してくれそうな事業者を探したが、車が古く非常に高価であり、ネット検索で遠方（直線距離で650km）だが貴会会員工場に依頼した。貴会にお願いしたいのは貴会会員工場が行った修理の明細書の交付で、修理代金は240万円。そのうち車検費用は15万円ほど。メールで教えてくれた概算見積り金額は225万円で修理期間は3年半。主な内容はエンジンボアアップと載せ替え、MTミッション換装、強化ブレーキ交換等々。修理期間中は代車を貸してくれたが、途中で切れたので放置。金額は引取り納車と代車も含めたものだ。金額はいいが、下取りのことなどを考えると正確な情報を交付して貰いたい。

【対応】

結論から言うと、車検に関しては概算見積りの交付義務があり、一般修理に関しては特に取り決めがない。

それを踏まえて、契約がどうであったか。書面はなく、かなりの遠方。依頼された修理は完了し、金額も概算通り。作業に違法性はなく、車の調子も上々であるなら、あなたの要望は「見積書の交付」だけということになる。当会から車検についての見積書発行について、指導することはできる。また、何となく減額要請をおわせているが、それも当会の行動範疇の外である。事業者は会員工場だが、違法行為でなければ指導することもできない。内容で考えれば「お願い」になる。ネットでの取引での苦情は多いのにネットの情報検索だけで650km以上離れた工場に修理を依頼し、完成して取引が完了していることに驚いた。そんな時代であることを改めて認識した次第だ。

Case 9 売掛金に利息を乗せて請求したい

平成30年2月15日 兵庫県 事業者

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

売掛金（5万円程）の支払いを滞るユーザーがいる。この金額に利息をつけて請求したいと考えているが法的に問題ないか教えて欲しい。

【対応】

一般的に債権には支払期限がある。期限が過ぎると特段の約定がなくても「遅延損害金」は請求できるはず。遅延損害金の利率は、取り決めがなければ商法で「年6%」と定められていたようだが、当会は商法はじめ、貸金業法や利息制限法等金融関係に関する法律の詳しいことが分からないので本当に請求するなら会計士など、専門の職種の人に聞いて欲しい。当会からは確答しない。それより、現時点での支払い遅延が2ヶ月程度なら売掛金の遅延金を6%で利息計算すれば数百円。金額も差し迫ったものではないので、腹立ちはわかるが次回もお客さんとして来て貰えるよう、解決に向けてもう少し穏便に物事を進めたほうがいいのではないかと、電話を切った。

Case 10 車検後1ヶ月でエンジンが焼き付いた

平成30年2月16日 広島県 男性

車名：輸入車 登録年月：不明

走行距離：80,000km

【相談】

昨年12月に輸入車ディーラーで車検を受け、1月10日に走行中にエンジンが突然震えだし止まった。レッカー移動を行い、ディーラーに持込んで見て貰ったところ、ピストンの5本中2本が動かなくなり焼き付いている事がわかった。修理するには、エンジン交換で130万円かかる。ディーラーは、12月に自社で車検を受けて貰っている事もあり費用の50%をみるが、原因はエンジンオイルにあるのではないかと疑っている。確かにエンジンオイルは純正を使用せず、1月に用品量販店でオイルとエレメント交換を行っているし、以前もオイル交換を行っているが、同店でオイルメーカーを確認をして貰ったところ、適合しているので問題無いとの回答があった。更に現在、オイルの劣化を調べるため実車のオイルも検証して貰っている。

【対応】

ディーラーへ相談内容を伝えることはできるが、斡旋や仲裁はできないので、最終的には双方の話し合いで解決となる旨を説明した。また、ディーラー自身が今回のような事案で保証するケースは殆どないので、今回ディーラーが費用の50%を負担することは、最大限譲歩しているのではないかと伝え、相談を終えた。その後、連絡は無い。

Case 11 ブレーキが利かなくて危ない思いをした

平成30年2月21日 大阪府 男性

車名：トラック 登録年月：不明

走行距離：750,000km

【相談】

3週間前、走行中にフットブレーキが利かなくなり危うく追突しそうになった。車検をして貰ったC工場に入庫して見て貰うと、右後のブレーキホイールシリンダーがバラバラになってブレーキオイルが漏れ出していた。整備士が「こんな故障は見たことが無い。欠陥ではないか」と言ったので、購入先のディーラーN店の担当をC工場に呼び出し不具合のあった部品を持ち帰り調査するように依頼した。依頼して数日後、メーカーに部品を送って調査して貰う旨の話があったが、そこから2週間しても何も言っていない。今回50km/hぐらいしか速度は出ていなかったが、高速で同じことが起きていたらと思うとメーカーのほったらかしに腹が立ったので「リコールセンター(?)」に電話したら、振興会を紹介され電話したとのこと。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、ディーラーに事実確認と調査結果の連絡依頼をする為に電話することの承認を貰い電話した。ディーラーN店の工場長と店舗の責任者(部長?)が会議で不在だったので、担当セールスと電話で話した。「Kという会社でトラックを40台ほど使って仕事をされています。今回のことは車両担当に全て報告しています。メーカーに調査依頼することは今の時点では未定です。車検整備及び全てのメンテナンスをC工場ですべて定期的な清掃、交換をしていたら、75万km走行であっても今回のような故障はしていないと考えています。車両担当を介してC工場に整備歴の提示をお願いしており、現在返事待ちです。運転手の方が心配されているのなら後日、工場長から電話して貰うように依頼します。当社としましたら、車両担当から運転手に説明がされていると思っていました。振興会にはご迷惑をおかけしました」との説明があり、電話を終えた。

Case 12 何度修理しても直らない

平成30年2月21日 兵庫県 男性

車名：輸入車(二輪車) 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

輸入二輪車を購入店で修理して貰ったが、何度修理しても直らない。消費生活センターに電話をしたところ貴会を紹介された。以下がその概要。走行中に故障して預けた(預けた工場は、認証はあるが振興会会員外)が、2ヶ月後にも故障しエンジンが停止した。さらに2ヶ月後、クラッチが固くなった。何度も故障して一回で直せないのか。購入して2年しか経過していないので、修理も無償で対応するよう指導して欲しい。

【対応】

話の内容に不明な箇所が多々ある。話を聞いた限りで出せる結論としては「金銭的な話には介入しない」である。また、認証を取得している当該事業場だが会員外なので連絡はしてみるが当会の話聞いてくれない可能性もある。金銭以外で論点が決まらなければ話の持って行きようもない。一応、支局にも話はしておくが、その際も金銭的な話には絶対介入しない。基本的には販売時の条件を基に相談者が工場と良く話し合っただけで交渉するのがいいと言って電話を切り、事業場に連絡してみた。当該工場の責任者は、会員外ながら当方の話を最後まできちんと聞き、「消費生活センター、輸入元本部等々いろんなところから電話が入る。社としての対応が決まっているので、貴会(振興会)にも対応不要として欲しい」旨、返答された。この時点で当会のできることは特に何もなくなった。相談者には事業者の説明を伝え、「これ以上の対応はできない」と返事をして相談を終えた。

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

②スキャンツールを保有していること。

(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③FAINES 通常会員に加入していること。

④振興会会員であること。

⑤上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

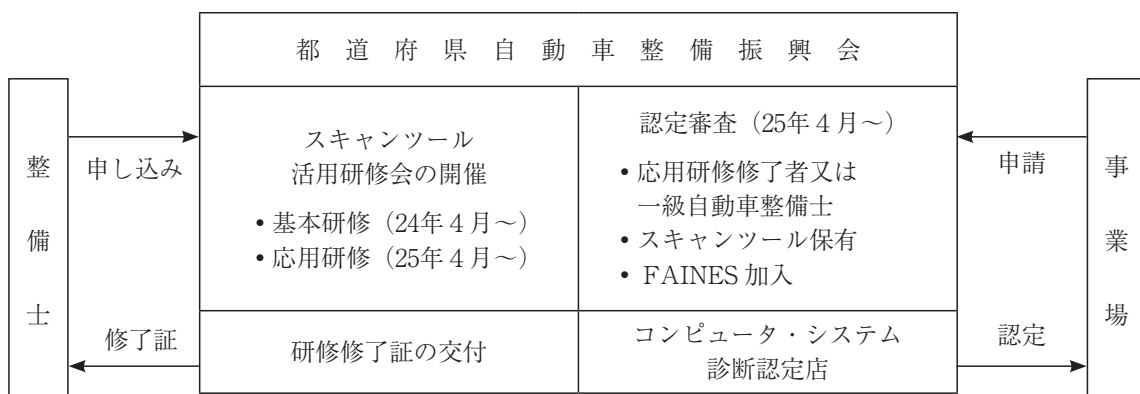
・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。

・スキャンツールの写真

・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）

* 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広くなります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時 加速時	暖気途中 一定速時	暖機後 減速時	常時 他	時々 時々	警告灯の状態 (時々・常時) 点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果 ()
自己診断結果 ()
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

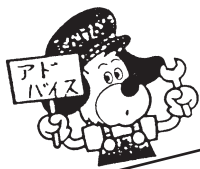
- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c



入会金（初回のみ） 12,000円
基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



IV. 整備技術 関係情報



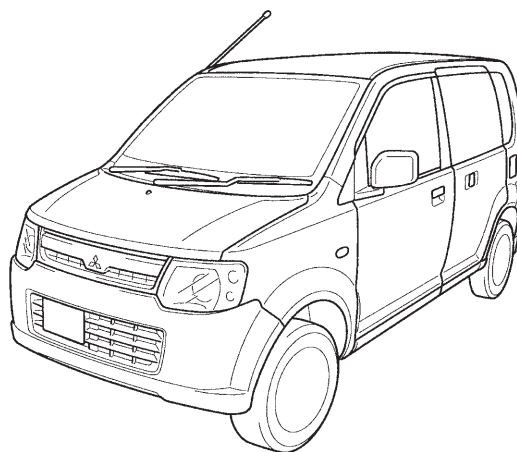
FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「部品を取り外すことで不具合を発見」

平成20年式の三菱・ekワゴン（車両型式DBA-H82W、エンジン型式3G83、走行距離90,000km）でアイドリングの回転数が少し高いとの相談を受けた。

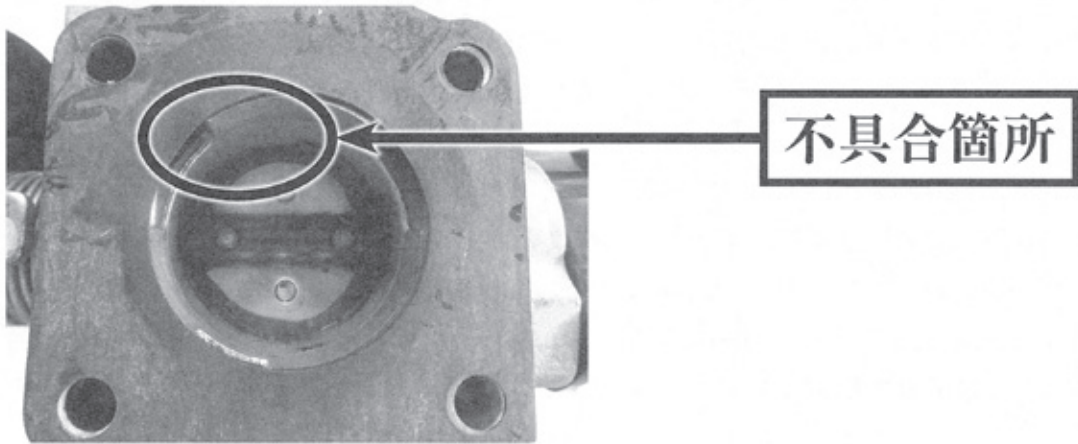
詳しく確認すると、エンジン暖気後のアイドリング回転数が 1270min^{-1} （基準値： $850 \pm 50\text{min}^{-1}$ ）と少し高く、エアコン作動時は 900min^{-1} （基準値：A/C低負荷時 $900 \pm 100\text{min}^{-1}$ 、高負荷時 $1120 \pm 100\text{min}^{-1}$ ）と正常になる。ハンチングや吹き上がり不良などの不具合はない。



まずは、外部診断機を用いて自己診断を実施してもらったが、異常コードは検出されなかった。エア吸いの可能性があるため、インテーク・マニホールドの取付け部やバキューム配管などにパーツクリーナを吹き付けてもらったが、エンジン回転数に変動は無く、異常は見当たらなかった。ISCV（アイドル・スピード・コントロール・バルブ）の固着なども考えられるため、アイドリング中にISCV入口側の通路を塞いでみると、エンジン回転数はグッと落ち込むがエンストしなかった。エンストするようであればISCVの開固着などの可能性もあるが、この車両はどこかでエア吸いをしているため、エンストしなかったと考えられる。配管などはすでに点検していたので、スロットル・バルブの閉じ具合を確認することにし、車両に取り付いている状態ではわからなかったが、車両から取り外すと全閉になっておらず、光を当てると光が漏れていたためアイドリング回転数が基準値よりも高くなっていると考えられる。スロットル・バルブ部にはモリブデンコートが施してあり、強めの洗浄剤などで清掃するとコートが剥がれ、わずかな隙間が発生する。スロットル・バルブが全閉にならないことが原因でアイドリング時のバイパス空気量が増加し、アイドリング回転数が高くなるという事例がある。スロットル・ボディの不良と判断し、スロットル・ボディ・アッセンブリを交換すると、エンジン回転数も基準値となり正常となった。

今回は、エンジンの不具合の中でも基本的なエア吸いに関する内容である。エア吸いが発生している場合、原因としてバキューム配管などのゴム系部品の劣化やインテーク・マニホールド・ガasketの不良などが多いと思われる。今回の不具合は、車両に取り付けてある状態では確認が難しく時間を費やしたので、今後の参考としていただきたい。また、

ISCVの通路を塞ぐ際には、隙間なく塞いでおかないと、誤診につながる可能性もあるため、注意が必要です。



基準アイドル回転数の調整

caution	<ul style="list-style-type: none"> 基準アイドル回転数は、スピードアジャスティングスクリュー (SAS) によって工場で調整されており、通常の場合には調整する必要はない。 万一調整を狂わせた場合や、アイドル回転数が高過ぎたり、エンジンに A/C 等の負荷がかかったときにアイドル回転数の落ち込みが発生したりする場合には、以下の手順で調整を行う。 調整は、スパークプラグ、インジェクター、アイドルスピードコントロール (ISC) サーボ、圧縮圧力等が正常であることを確認した後に行う。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

note	<ul style="list-style-type: none"> 走行が十分 (約 500km 以上) であるのにエンジンがエンストするか又は回転数が低い場合はスロットルバルブ部にデポジットが付着していると考えられるので、スロットルバルブ部を点検すること。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1. 点検、調整前に車両を点検前条件にする。
2. ダイアグノシスコネクターに MUT-III を接続する。

6. 基準値を外れている場合は、スピードアジャスティングスクリュー (SAS) を回して調整する。
7. MUT-III のクリアキーを押し、アクチュエーターテストによる ISC サーボの固定を解除する。

note	MUT-III を接続すると、ダイアグノシスコントロール端子はアースされる。
------	----------------------------------------

note	解除しない場合、強制駆動は 27 分間継続する。
------	--------------------------

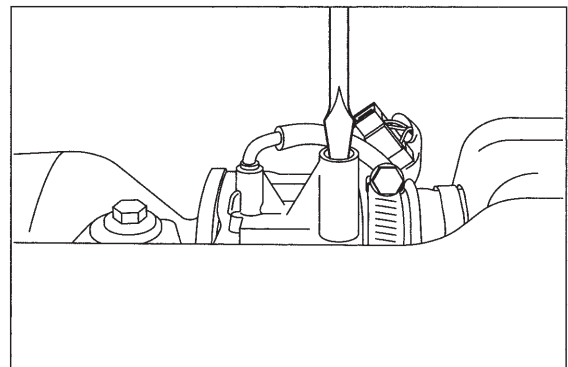
3. エンジンを始動し、アイドル運転する。
4. MUT-III のアクチュエーターテスト“アイテム No.30”を選択する。

8. イグニッションスイッチを“LOCK” (OFF) 位置にする。
9. 再びエンジンを始動し、10 分間程度アイドル運転を行い良好なアイドル状態であることを確認する。

note	これにより、ISC サーボは基準アイドル回転数調整時の基準ステップに固定される。
------	------------------------------------------

5. 基準アイドル回転数を点検する。
基準アイドル回転数: 850 ± 50r/min

<ul style="list-style-type: none"> 新車時 (走行約 500km 以下) はエンジン回転数が 20 ~ 100r/min 低い場合があるが調整は不要である。





平成30年度 検査台数報告

(平成30年7月分)

登録自動車

平成30年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	400	3,204	15,281	2,119	15,681	5,323	59,552	13,203
対前年同月比	96.2%	549.6%	89.5%	98.0%	89.6%	193.8%	89.8%	120.4%
前年同月	416	583	17,078	2,163	17,494	2,746	66,320	10,967

軽自動車

平成30年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	533	304	13,170	2,859	13,703	3,163	54,109	12,683
対前年同月比	125.1%	138.8%	97.2%	98.7%	98.1%	101.5%	94.3%	96.1%
前年同月	426	219	13,548	2,898	13,974	3,117	57,401	13,192

登録車・軽

平成30年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	933	3,508	28,451	4,978	29,384	8,486	113,661	25,886
対前年同月比	110.8%	437.4%	92.9%	98.4%	93.4%	144.7%	91.9%	107.1%
前年同月	842	802	30,626	5,061	31,468	5,863	123,721	24,159

平成30年7月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

			徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計		
検 査 自 動 車	前年同月末車両数		315,425	402,686	491,135	254,096	1,463,342		
	前月末車両数		314,751	402,746	490,463	253,997	1,461,957		
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前月	1,408	2,179	2,514	1,249	7,350
				当月	1,420	2,086	2,492	1,261	7,259
				前月比	100.9	95.7	99.1	101.0	98.8
		中 古	計	前月	457	599	717	343	2,116
				当月	463	614	686	301	2,064
				前月比	101.3	102.5	95.7	87.8	97.5
		抹 消 登 録	計	前月	1,865	2,778	3,231	1,592	9,466
				当月	1,883	2,700	3,178	1,562	9,323
				前月比	101.0	97.2	98.4	98.1	98.5
	抹消登録		1,527	2,081	2,608	1,177	7,393		
	管轄変更（入）		700	1,107	1,277	415	3,499		
	管轄変更（出）		821	1,456	1,499	725	4,501		
	小型二輪車増減		40	38	70	38	186		
当月末車両数		315,026	403,054	490,881	254,110	1,463,071			
対前年同月比		99.9	100.1	99.9	100.0	100.0			
対前月比		100.1	100.1	100.1	100.0	100.1			
軽 自 動 車	前年同月末車両数		308,533	385,883	532,355	311,897	1,538,668		
	前月末車両数		308,815	387,125	533,439	311,892	1,541,271		
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前月	1,224	1,869	2,240	1,328	6,661
				当月	1,194	1,889	2,254	1,302	6,639
				前月比	97.5	101.1	100.6	98.0	99.7
		中 古	計	前月	454	549	715	481	2,199
				当月	455	568	837	474	2,334
				前月比	100.2	103.5	117.1	98.5	106.1
		計	前月	1,678	2,418	2,955	1,809	8,860	
			当月	1,649	2,457	3,091	1,776	8,973	
			前月比	98.3	101.6	104.6	98.2	101.3	
	検査証返納		1,160	1,699	2,366	1,241	6,466		
	転入・転出		-8	-160	250	-166	-84		
	軽二輪車増減		39	65	74	30	208		
	当月末車両数		309,335	387,788	534,488	312,291	1,543,902		
対前年同月比		100.3	100.5	100.4	100.1	100.3			
対前月比		100.2	100.2	100.2	100.1	100.2			
総 合 計	前年同月末車両数		623,958	788,569	1,023,490	565,993	3,002,010		
	前月末車両数		623,566	789,871	1,023,902	565,889	3,003,228		
	当月末車両数		624,361	790,842	1,025,369	566,401	3,006,973		
	対前年同月比		100.06	100.29	100.18	100.07	100.17		
	対前月比		100.13	100.12	100.14	100.09	100.12		

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している